

S2-5

東日本大震災における日本赤十字社の救護活動の取り組みについて ～全体報告～

日本赤十字社 救護・福祉部

きむら なおふみ
木村 尚文

災害時において、日本赤十字社は災害救助法などにより、医療救護や救援物資の配付、義援金の受け付けなどについて、国や地方公共団体と協力することとされているが、今回の震災のような被害が甚大で行政機能が失われた場合には、必要なニーズがあれば、これまでの活動枠に捉われることなく、むしろ被災者が必要とする様々なニーズに迅速に対応するという視点も期待されている。戦後最大の自然災害となったこの震災で、日本赤十字社は全力をあげて救護活動を展開した。救護班は発災当日に全国から46班が出動。組織的にこころのケア活動を実施したのも初めてのことである。医療救護のみならず、福祉施設の介護チームが初めて要介護高齢者支援を行うなどの赤十字らしい活動も展開された。また、現地でのボランティア活動には制約がある中、全国では多くの赤十字ボランティアによって募金活動をはじめ様々な活動が展開された。その一方で、原発事故への対応、海外救援金などの国際赤十字の支援、広報の取り組みなど、今後大災害時にどのように活動を展開すべきか検討を要する点も多々あった。

今回の大震災で再確認できたこと。それは超急性期から慢性期まで幅広く活動を展開できる組織は、赤十字をにおいて他にはないということである。これまでの伝統と経験にあぐらをかくことなく、救護活動の検証と課題を抽出し、日本赤十字社の救護活動の一層のレベルアップに取り組んでいく。